

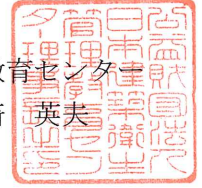
平成 27 年 4 月 6 日

各 位

公益財団法人

日本建築衛生管理教育センター

理事長 篠崎 英夫



粉じん計較正適用機種の除外に関するお知らせ

当センターでは、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」に基づき厚生労働大臣登録較正機関として業務を行っております。また、建築物衛生法における「較正適用機種」は較正技術委員会で承認を受けた粉じん計を厚生労働大臣に届け出ております。

今般、較正適用機種のうち、製造中止から長期間経過した機種やメーカーによる修理が不能である機種において不具合が散見され、較正後 1 年間の精度を保障することが困難な状況となってきております。

このような状況を受け、較正技術委員会にて下記粉じん計につきましてお諮りしたところ、較正適用機種から除外するとの答申が得られました。

従いまして、これらの粉じん計につきましては、今後、較正を受けることができなくなりますので該当機種をご使用の皆様には、何かとご不便をおかけいたしますがご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

記

平成 29 年 4 月より較正適用除外に該当する粉じん計

粉じん計の名称及び型式	製造会社名	適用除外年月日
デジタル粉じん計 P-5 型	柴田科学(株)	平成 29 年 4 月 1 日
デジタル粉じん計 LD-3 型	柴田科学(株)	平成 29 年 4 月 1 日

※LD-3B 型、LD-3C 型につきましては適用除外に該当しませんので従来通りとなります。

※詳細等につきましては調査研究部検査課(03-5765-0505)までお問い合わせ下さい。

粉じん計購入等に関する問い合わせにつきましては、下記の粉じん計製造会社にお尋ね頂きますよう、よろしくお願いいたします。

- ・ 柴田科学(株) TEL : 0120-228-766
- ・ 日本カノマックス(株) TEL : 0120-009-750